議 案 第 九 号

杉 並 \overline{X} 学 校 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 年 月 + 六 日

提 出 者

杉

並

 \overline{X} 長

田

Щ

宏

杉 並 X 学 校 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す

の ょ う に 改 正 す る

杉

並

X

学

校

教

育

職

員

の

給

与

に

関

す

る

条

例

 $\overline{}$

平

成

+

九

年

杉

並

 \overline{X}

条

例

第

+

号

の

部

を

次

る

条

例

第 八 条 の 次 に 次 の 条 を 加 え る

 $\overline{}$ 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 の 給 料 月 額

第 八 条 の 地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 $\overline{}$ 平 成 \equiv 年 法 律 第 百

+

号。

以

下

 \neg

育

児

児

短

時

間

勤

務

の

職

法 لح L١ う \smile 第 + 条 第 \equiv 頂 の 規 定 に ょ 1) 同 条 第 項 に 規 定 す る 育

認 を 受 け た 職 員 $\overline{}$ 育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 規 定 に ょ る 短 時 間 勤 務 を す る こ لح لح な つ た

を 含 む 以 下 \neg 育 児 か 短 か 時 間 勤 務 職 員 等 _ 定 لح L١ う。 L١ の 給 料 月 額 は 勤 そ 務 の 時 者 に つ き 定 め

条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の 勤 務 時 間 を 同 条 第 項 に 規 定 す る 勤 務 時 間 で

除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 لح す る

5

れ

て

L١

る

給

料

月

額

に

わ

5

ず

当

該

め

5

れ

て

る

給

料

月

額

に

間

条

例

第

Ξ

員

承

休

業

第

九 条 中 _ 前 条 第 六 項 を _ 第 八 条 第 六 項 に _ 第 Ξ 条 第 項 を _ 第 Ξ 条 第 Ξ 項

_ _

に改める。

第 + 条 第 兀 項 中 _ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 を 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任 用 短

時間勤務職員」に改める。

る 同 者 条 第 に 第 _ + あ つ 項 四 て 条 の は 規 中 定 \neg そ に 再 の ょ 任 額 1) 用 短 に 定 当 め 時 該 5 間 各 n 勤 号 た 務 に そ 職 定 員 の め 者 に る の あ _ 勤 つ に 務 て 改 時 は 間 め で そ 同 除 の 条 し 額 て に に 次 得 同 の た 頂 _ 各 に 号 規 を 定 を \neg 加 次 す え **ത** る 各 勤 る 묵 務 に 時 掲 間 げ を

項 の 育 規 児 定 短 に 畤 ょ 間 1) 勤 定 務 め 職 5 員 れ 等 た そ 勤 の 務 者 時 間 の 条 勤 務 例 時 第 Ξ 間 で 条 除 第 L て 項 得 に 規 た 数 定 す る 勤 務 時 間 を 同 条 第

項 の 再 規 任 定 用 短 に ょ 時 1) 間 定 勤 め 務 5 職 れ 昌 た そ 勤 の 務 者 畤 間 **ത** 勤 条 務 例 時 第 \equiv 間 で 条 除 第 し て 頂 得 に た 規 数 定 す る 勤 務 時 間 を 同 条 第 \equiv

職 職 _ 休 に 休 の 第 職 さ 職 期 + に れ 間 の さ た 期 六 間 れ 条 に 改 第 た に に め 頂 に \neg 改 休 第 _ 同 め 職 満 頂 期 号 第 間 年 中 同 _ _ 条 号 _ 第 を 中 を 休 職 \neg _ 頂 さ 休 満 休 中 職 職 れ _ 年 の さ た _ 期 地 れ 間 方 に た を 改 公 \neg 務 め 休 に を 員 改 _ 職 の め 休 に 同 育 職 さ 項 児 第 同 に れ \equiv 休 項 さ た 業 第 号 れ 等 兀 中 た に に 号 関 中 休 に す 職 休 \neg る さ 職 休 _ 期 法 職 れ 休 律 さ た 職 間 _ _ れ 期 平 た を 間 を _ ᆫ 成 \neg =休 を を 休

附則

年

法

律

第

百

+

号

以

下

 \neg

育

児

休

業

法

لح

L١

う

_

を

_

育

児

休

業

法

に

改

め

る

正 こ 規 定 **ത** 条 第 例 九 は 条 平 の 改 成 正 規 + 年 定 兀 第 月 + 日 か 条 5 第 施 兀 行 項 す る の 改 正 た 規 だ 定 L 第 第 八 + 条 兀 の 条 次 の に 改 正 条 規 を 定 加 及 え び る 第 改

二十六条 第二項 の 改 正規 定 は 同 年 七 月一日から、第二十六条 第一 項 の 改 正 する。 規 定(同 項 第 二

号 中 満二年」 を ¬ 満 年 に 改 め る 部 分 を除く。) は 公 布 の 日 か 5 施 行

へ 提 案 理 曲)

病 気 休 職 者 に 対 b 給与 を 支 給 す る 期 間 を 短 縮 す る 等 の 必 要 が あ る。

				額とする。
			数を乗じて得た	する勤務時間で除して得た
			条第一項に規定	れたその者の勤務時間を同
			規定により定めら	時間条例第三条第二項の規
			料月額に、勤務	ず、当該定められている給
			月額にかかわら	つき定められている給料口
			月額は、その者に	員等」という。)の給料月
			児短時間勤務職	った職員を含む。以下「育
			をすることとな	条の規定による短時間勤務
			児休業法第十七	務の承認を受けた職員(育
			る育児短時間勤	により同条第一項に規定す
			条第三項の規定	児休業法」という。)第十
			百十号。以下「育	る法律(平成三年法律第百
			児休業等に関す	第八条の二 地方公務員の育
			料月額)	(育児短時間勤務職員等の給
例	条	旧	例	新条
表)条例新旧対照表	の一部を改正する	の給与に関する条例	杉並区学校教育職員の

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 給 料 月 額

第 に 九 条 規 定 地 す 方 る 公 短 務 時 員 間 法 勤 第 務 の +職 八 を 条 占 **ത** め 五 る 第 職

員

に

規

定

す

る

短

畤

間

勤

務

の

職

を

占

め

る

職

員

項

項

以 下 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 لح しし

う。 の 給 料 月 額 は 第 八 条 第 六 項 の 規 定

に か か わ 5 ず、 同 項 ഗ 規 定 に ょ る 給 料 月

に 勤 務 時 間 条 例 第 \equiv 条 第 Ξ 項 の 規 定 に

ょ

額

1) 定 め 5 れ た そ の 者 0 勤 務 時 間 を 同 条 第

項 に 規 定 す る 勤 務 時 間 で 除 し て 得 た 数 を 乗

じ て 得 た 額 لح す る

招

過

勤

務

手

第 及 + び 条 略 略

2

3

4 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任

勤 務 職 員 が 正 規 の 勤 務 時 間 を 割 1) 振 5 れ

る た こ \Box لح $\overline{}$ لح 次 な 条 る の 日 規 を 定 に 除 **<** ょ 1) 休 に 日 お 給 L١ が 支 て 給 さ 正 規 れ

勤 **ത** 務 勤 務 の 時 時 間 間 لح を そ 超 え の 勤 て 務 し た を L 勤 た 務 日 の に う お ち け そ る 正 の

> 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 給 料 月 額

第 九 条 地 方 公 務 員 法 第 +八 条 の 五 第

以 下 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 لح L١

う。 の 給 料 月 額 は 前 条 第 六 頂 の 規 定

に に か か 勤 務 わ 時 5 間 ず 条 例 同 頂 第 \equiv の 条 規 第 定 に 項 ょ の る 規 給 定 料 月 に ょ 額

1) 5 れ の 者 勤

に 定 規 め 定 す る た そ 勤 務 畤 間 の で 除 務 L 時 て 間 得 を た 同 数 条 第 を

乗

じ て 得 た 額 لح す る

項

超 過 勤 務 手

第 + 条 略

2 及 び 3 略

4 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員

用

短

時

間

た 日 $\overline{}$ 次 条 が の 規 正 定 規 に の ょ 勤 1) 務 休 時 $\boldsymbol{\exists}$ 間 給 を が 割 支 1) 給 振 さ 5 れ れ

こ ۲ ۲ な る 日 を 除 < に お L١ て 正 規

勤 務 の 務 時 時 間 間 لح を そ 超 の え て 勤 務 L た L 勤 務 た 日 の に う お ち け そ 正 の

を

る

勤

の

る

じ

た

も

の

で

除

し

て

得

た

額

 $\overline{}$

次

の

各

号

に

掲

げ

る

者

に

あ

つ

て

は

そ

ത

額

に

当

該

各

号

に

定

め

務

職

員

に

あ

つ

て

は

そ

の

額

に

同

項

に

規

定

員

会

規

則

で

定

め

る

日

ത

数

を

乗

じ

た

も

の

を

減

え に で 規 の の 百 て つ の の 割 し LI 間 勤 合 + た て 務 **ത** は 五 勤 勤 時 لح か 務 務 間 あ 5 の 同 に ح る 百 \overline{X} 対 頂 の の 分 中 す 合 分 は に \neg る 計 **ത** 正 百 第 が 応 五 じ 規 八 百 + て の 頂 畤 分 ま そ 勤 の 間 の で れ 務 規 に 百 ぞ 畤 **ത** 定 達 範 れ 間 す の لح 拼 百 を 適 る す 内 用 分 超 ま

勤 る 務 時 間 当 た 1) の 給 与 額 の 算 出

第

+

兀

条

第

+

条

第

項

第

+

条

第

頂

及

び

第

 \equiv

並

び

に

前

条

に

規

定

す

る

勤

じ 5 び 規 で 務 八 定 人 定 す そ 畤 事 時 め 間 る の 委 間 る に 当 勤 額 員 手 人 務 を 会 た 当 事 時 勤 の 1) ഗ 委 間 頂 務 承 の 月 員 に 時 認 給 額 会 間 与 五 を の 得 の 十 条 額 合 例 て 承 は 計 第 教 認 を 額 を 乗 \equiv 育 給 に 得 じ 条 委 料 十 第 て た 員 **ഗ** = 教 も 会 月 を 育 頂 規 額 **ത** 委 か 乗 則 に 及

る え に で 規 **ത** の 百 て つ の の 割 間 し 11 勤 合 + た て の 務 五 は 時 勤 勤 لح か 務 務 間 あ 5 の 同 に ح る 百 X 項 対 の ഗ 中 す 分 分 合 は の に \neg る 計 正 第 が 百 応 じ 五 規 八 百 + て の 頂 時 分 ま そ 勤 **ത** 間 の で れ 務 規 に 百 ぞ ഗ 肼 定 達 範 れ 間 の す لح を 井 百 適 る す 内 分 超 用 ま

務 時 間 当 た 1) 0 給 与 額 の 算

第 $\overline{}$ じ じ 員 5 規 で び 務 第 _ 勤 た 会 八 定 + 定 人 規 す 四 も 時 そ 事 時 項 め る 委 間 条 の 則 間 の 及 る で で に 当 び 勤 額 員 手 除 定 人 務 を 会 た 第 第 当 L め 事 時 勤 の 1) Ξ ഗ て る 委 間 務 承 の 項 + 月 得 員 に 時 認 日 給 並 額 与 た 会 五 間 を び 条 の の 条 得 額 額 数 の + に 第 合 =を 承 例 て は 前 $\overline{}$ 計 第 教 認 再 乗 を 条 項 額 給 任 じ を 乗 \equiv 育 に に 用 た 得 じ 条 委 料 規 第 出 +短 も て た 第 員 の 定 _ 会 す + 時 の 教 も 月 を 規 _ 間 を 育 頂 額 る **ത** 勤 減 委 か に 乗 則 及 勤 条

る

乗 じ て 得 た 額 ع す る

> 数 を

5

れ

た

そ

の

者

の

勤

務

時

間

で

除

U

て

得

た

数

を

る

勤

務

時

間

を

同

条

第

項

の

規

定

に

ょ

1)

定

め

育 児 短 時 間 勤 務 職 員 勤 務 時 間 条

例

乗

じ

て

得

た

額

لح

す

る

第 条 第 頂 に 規 定 す る 勤 務 時 間 を 同 条

第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の

勤 務 時 間 で 除 L て 得 た 数

第 再 条 任 第 用 短 頂 時 に 間 規 勤 定 務 す 職 員 る 勤 務 勤 時 務 間 時 を 間 条 同 条 例

第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の

勤 務 時 間 で 除 L て 得 た 数

休 職 者 等 の 給 与

_ + 六 条 休 職 等 ح な つ た 職 員 $\overline{}$ 次 項 に 規

第

定 の 期 す 間 る 中 職 員 次 の を X 除 **<** 分 に ょ $\overline{}$ に IJ 給 対 与 L を て 支 は 給 す 休 る 職 こ 等

لح が で き る

第 — 教 号 育 公 第 務 + 員 兀 特 例 条 に 法 掲 げ 昭 る 和 事 由 + に 兀 該 年 当 法 律 し

て 休 職 に さ れ た ح き は そ の 休 職 の 期 間

> 休 職 者 等 の 給

> > 与

第 _ + 六 条 休 職 等 ح な つ た 職 員 $\overline{}$ 次 項 に

規

期 す る 職 中 次 員 の を 除 X **<** 分 に ょ \smile に 1) 給 対 与 L て を 支 は 給 休 職 等

す

る

لح が で ㅎ る の

間

定

教 育 公 務 員 特 例 法 昭 和 + 四 年 法 律

第 号 $\overline{}$ 第 + 兀 条 に 掲 げ る 事 由 に 該 L

休 職 さ れ た لح き は そ の 休 職 期 間

て

2

定

に

ょ

1)

休

職

لح

な

つ

た

員

育

児

休

業

法

定

に

ょ

1)

休

職

لح

な

つ

た

職

員

地

方

公

務

員

の

兀 ぞ 当 き そ 地 特 る 五 扶 き に ま に 住 中 + 別 事 杉 れ 養 掲 地 で 掲 れ 居 方 は 及 は 地 年 手 び ぞ 手 公 X 由 並 の げ 方 は げ 方 務 に X 当 そ そ る 公 当 人 杉 百 る 公 住 れ れ こ 員 事 該 亚 職 分 の 事 務 居 の 事 務 の 及 に 法 委 当 手 び $\overline{\mathbf{X}}$ 員 の 地 休 由 員 れ 休 由 員 百 給 当 第 員 L 条 六 域 職 に 法 に 職 に 法 分 義 料 の 五 て 分 + 会 例 手 の 該 第 の 給 該 第 の 務 Θ 当 当 + 規 休 当 期 = そ 料 期 _ 扶 第 限 に 百 教 五 五 間 + + 職 則 職 に 相 及 U れ 間 し 育 養 当 ぞ 条 関 び 中 て 八 て 八 等 手 で に 号 扶 が 定 さ $\overline{}$ す 条 当 の す 住 休 条 れ 養 満 休 教 第 め れ る る こ 職 第 の 手 職 第 員 居 = 当 _ 第 る た 条 額 手 れ に _ 百 年 に 特 地 当 条 さ 項 五 額 لح 例 以 に 分 さ 項 別 域 に 項 き に 内 の 給 れ 第 の 地 達 れ 第 手 手 $\overline{}$ 当 掲 そ 料 八 域 当 は 昭 た す た の の 号 規 げ 和 額 れ لح + 手 る لح 号 の

2 \equiv 兀 当 る 五 ぞ 扶 き に ま ㅎ に そ 住 地 特 方 別 事 + 杉 養 掲 で 掲 居 れ は 地 及 は 地 れ 公 年 並 手 げ び は げ 方 ぞ 手 X 由 の 方 当 に 当 そ 務 杉 X 百 そ る 公 住 る 公 れ 人 こ 事 該 職 事 務 務 員 並 分 0 居 の 事 の 及 当 法 委 員 手 員 百 \overline{X} 員 の 地 休 由 れ 休 由 び 第 員 し 条 の 六 域 職 に 法 当 に 職 に 法 分 義 五 会 て 例 分 + 手 期 該 給 期 該 務 第 の 第 の _ 当 + 規 当 間 そ 料 間 当 休 第 限 に 百 教 + + 五 則 職 五 相 し L に 及 れ 育 条 さ 関 当 び て ぞ で 号 中 八 扶 て 八 等 が $\overline{}$ す の 定 れ す 住 条 養 満 休 条 休 れ 教 第 こ め た る る 職 第 手 職 第 員 居 の 当 =さ 第 る 条 額 手 れ 百 年 さ 特 当 五 額 لح 条 例 以 に れ 頂 分 に れ 項 別 給 地 項 き に 内 の た 第 の 達 第 手 $\overline{}$ た 掲 そ 料 八 域 す _ **ത** は 昭 0 げ لح 묵 + 丰 る 規 和 額 れ ح 号 **ത**

中

れ

に

給

料

扶

養

手

当

地

域

手

当

3

略

な は 又 条 す 人 に 教 以 条 L١ は 等 ょ 第 る 育 派 る そ 法 公 下 第 ^ 大 務 遣 の 律 の \neg 頂 学 休 員 の 育 頂 の 平 職、 院 期 般 特 児 の 規 間 職 修 例 休 規 成 定 + 学 中 の 法 業 定 育 に 児 第 地 休 中 に ょ 休 年 L١ 方 業 = ょ の IJ 業 、 法 か 中 職 る 公 + 派 な 律 務 六 員 の 育 遣 る 大 第 _ 職 条 児 員 さ 学 給 五 の 員 第 ح 休 れ 与 院 + 派 及 11 業 た う。 も 修 号 遣 び 項 中 学 職 支 等 公 の の 第 給 に 益 規 職 休 員 業 に 関 法 定 員

> 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 平 成 年 法 律

第

は 条 す 人 に 教 _ 百 条 + 第 る 等 ょ 育 以 下 第 号 そ 法 る 公 _ ^ 律 _ の の 大 務 頂 学 以 員 項 休 育 の 職、 平 般 院 特 児 の 下 規 職 修 例 規 成 休 定 + 育 の 学 法 業 定 育 に 児 児 地 休 第 中 に ょ 年 休 方 業 ょ 休 の 1) 業 、 法 +職 る 公 中 業 派 律 務 法 の 六 員 育 遣 大 第 職 条 _ 児 員 さ 学 五 の 員 第 ح 休 لح れ 院 + 業 派 及 11 l١ た う。 う。 中 修 号 遣 び 項 学 職 等 の 公 の 第 休 員 に 益 規 職 業 に 関 定 第 第 法 員

な L١ 又

は

派

遣

の

期

間

中

11

か

な

る

給

与

も

支

給

3

略